

各 位

会 社 名 日 機 装 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社長 甲斐 敏彦 (コード番号6376東証第1部) 問合せ先 取締役 コーポレート部門長 小糸 晋 (TEL, 03-3443-3717)

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 3 月 30 日開催予定の第 81 回 定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ①変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等(株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類および事業報告、会社法第444条第6項の連結計算書類)の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- ②変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、削除します。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (2)変更案第27条第1項は、取締役会の招集通知を各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発することとし、現行定款第27条第1項に所要の変更を行なうものです。また、監査役会の招集通知について、現行定款第37条第1項に同様の変更を行なうものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。(下線は変更部分です。)

現行定款	変 更 案
第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	< 削 除 >
< 新 設 >	第19条(電子提供措置等) ① 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第27条(取締役会の招集通知)

- ① 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日より3日前に発することを要する。 ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。
- ② < 省略 >

第37条(監査役会の招集通知)

- ① 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より 3日前に発することを要する。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。
- ② < 省略 >

< 新 設 >

第27条(取締役会の招集通知)

- ① 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発することを要する。 ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮することができる。
- ② < 現行どおり >

第37条(監査役会の招集通知)

- ① 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3 日前までに発することを要する。ただし、緊急の 場合にはさらにこれを短縮することができる。
- ② < 現行どおり >

(附則)

- 1. 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以 内の日を株主総会の日とする株主総会につい ては、定款第19条(株主総会参考書類等のイ ンターネット開示とみなし提供)はなお効力を 有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日また は前項の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 : 2022年3月30日(水)

定款第19条変更の効力発生日 : 2.定款変更の内容の(附則)に記載のとおり

定款第27条および第37条変更の効力発生日 : 2022年3月30日(水)

以上